

# 消費税軽減税率制度説明会のご案内

～軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があります～

本年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、対象品目を取り扱う事業者だけでなく、消費税の納税義務がない免税事業者の方を含め、多くの事業者の皆様に関係する制度です。

このため、軽減税率制度や軽減税率対策補助金についての理解を深めていただくために、消費税軽減税率制度説明会を下記のとおり開催します。

ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

## 記

### 1 説明会日程

対象地域	開催日時		会場
由布市の方	5月16日 (木)	10:30～11:30 14:00～15:00	由布市役所 本庁舎 市民ホール1-1会議室 由布市庄内町柿原302番地
大分市の方	5月20日 (月)	10:00～11:00 14:00～15:00	大分税務署2号館 第1会議室 大分市中島西1丁目1-32
	5月21日 (火)	10:00～11:00 14:00～15:00	
	5月22日 (水)	10:00～11:00 14:00～15:00	
	5月23日 (木)	10:00～11:00 14:00～15:00	
	5月24日 (金)	10:00～11:00 14:00～15:00	

※ 事前申込みは不要です。

※ 説明会は午前、午後に1回ずつ(1日2回)開催します。

※ 駐車場に限りがありますから、公共交通機関での来場をお願いします。

※ ご都合の悪い場合は、他の開催日でも出席いただけます。

### 2 説明会の内容

- (1) 消費税軽減税率制度の概要について
- (2) 事業者支援措置(軽減税率対策補助金)について
- (3) インボイス制度の概要について

### 3 ご持参いただきたいもの

筆記用具



#### ◆問合せ先◆

大分税務署 法人課税第1部門  
電話 097-532-4171 (内線273)

担当者

後藤、藤澤